

## ○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和元年5月15日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会会長 松崎 達人

### 1 調達に付する事項

#### (1) 委託業務名

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務

#### (2) 委託業務内容

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等業務委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約の日から令和2年1月10日まで

### 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県、栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格、栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく参加資格、又は群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18条）第170条の2第3項の規定により作成された平成30年度・31年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに登載されている者。

ただし、茨城県、栃木県及び群馬県のそれぞれにおける指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）及び群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日群馬県条例第51号）の関連規定に該当しない者であること。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、実行委員会内に設置した審査委員会において、以下の評価項目により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

＜企画提案内容を審査するための評価項目＞

①理解度	業務の目的、内容について十分理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
④事業遂行体制	作業工程に対する体制や同種業務の実績等を踏まえ、事業の確実な遂行が見込めるか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

#### (2) 提出物及び提出部数

- ① 企画提案提出書（様式第1号）【1部】
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）【1部】
- ③ 企画書（任意）【7部（社名無のもの6部，社名入のもの1部）】※クリアカバー等は不要  
仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	イベントの集客や物産等の販売促進並びに来場者が楽しめるフェアの提案（テーマ，名称，ブース出展の方向性，ステージイベント，スタンプラリーなど）
	効果的・効率的な会場配置と会場装飾
	イベントの集客やイベント後の各県への誘客につながる効果的な広報
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方，スケジュール）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書【6部】
- ⑤ 会社概要【6部】

#### (3) 提出期限

令和元年5月24日（金）午後4時（必着）

#### (4) 提出先

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会事務局  
（茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3622 FAX：029-301-3629

#### 4 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和元年5月22日（水）午後5時まで、上記3の（4）の提出先へのFAXにて受け付ける。

なお、FAXにより提出した際は、電話で送付確認を行うこと。

#### 5 業務委託の方法

上記3に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。（契約手続は、茨城県財務規則の諸規定に基づく）

なお、採用案については、必要に応じて修正等を行う場合がある。

#### 6 成果品

事業完了後、速やかに以下の報告書を提出すること。

事業実施報告書

- ①印刷物（A4縦、左綴じ、カラー印刷） 6部
- ②電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 6部

#### 7 その他

- （1）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- （4）採択された企画提案書の著作権はいばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光フェア開催実行委員会に帰属する。
- （5）契約書作成の要否 要
- （6）契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和元年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア  
開催実行委員会長 松崎 達人 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名印

印

「いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務」を受託したいので、下記のとおり書類を添えて応募します。

記

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1 企画提案提出書    | 1部                 |
| 2 資格要件に係る申立書 | 1部                 |
| 3 企画書        | 7部 (社名未記載6部、社名入1部) |
| 4 見積書        | 6部                 |
| 5 会社概要       | 6部                 |

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担当部署	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和元年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア  
開催実行委員会会長 松崎 達人 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名印 印

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会が実施する「いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格、栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく参加資格又は群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18条）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに掲載されている者。  
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置、群馬県競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置のそれぞれを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県、栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）及び群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日群馬県条例第51号）の関連規定に該当しない者であること。  
警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

# ○いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務事業の公募に関する 説明書

令和元年5月15日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

## 1 業務の内容等

### (1) 業務名

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務

### (2) 事業の目的

北関東三県における観光資源の磨き上げやブランディングなどのため、観光や食に関するフェアを、観光関係事業者と幅広いネットワークを持つ観光協会及び金融機関等と連携して東京都内で開催し、三県の観光地域を広くアピールすることにより、観光誘客及び特産品の販路拡大を促進する。

### (3) 業務の内容

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等業務委託仕様書のとおり

### (4) 委託期間

委託契約の日から令和2年1月10日まで

### (5) 見積限度額

14,727,272円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

## 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県、栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格、栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく参加資格、又は群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18条）第170条の2第3項の規定により作成された平成30年度・平成31年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに掲載されている者。

ただし、茨城県、栃木県及び群馬県のそれぞれにおける指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定

に該当しない者、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）及び群馬県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 28 日群馬県条例第 51 号）の関連規定に該当しない者であること。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 企画提案者の提出について

#### (1) 提出物及び提出部数

- ① 企画提案提出書（様式第 1 号）【1 部】
- ② 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）【1 部】
- ③ 企画書（任意）【7 部（社名無のもの 6 部，社名入のもの 1 部）】※クリアカバー等は不要  
仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	イベントの集客や物産等の販売促進並びに来場者が楽しめるフェアの提案（テーマ，名称，ブース出展の方向性，ステージイベント，スタンプラリーなど）
	効果的・効率的な会場配置と会場装飾
	イベントの集客やイベント後の各県への誘客につながる効果的な広報
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方，スケジュール）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書【6 部】
- ⑤ 会社概要【6 部】

#### (3) 提出期限

令和元年 5 月 24 日（金）午後 4 時（必着）

#### (4) 提出先

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会事務局

（茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内 担当：稲葉）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3622 FAX：029-301-3629

### 4 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は，担当部局内に設置した審査委員会において，以下の評価項目により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については，決定後速やかに通知する。  
なお，審査については非公開とし，審査結果についての異議申し立ては認めない。

<企画提案内容を審査するための評価項目>

①理解度	業務の目的、内容について十分理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程に対する体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

## 5 業務委託の方法

上記4に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約締結を行う。（契約手続は、茨城県財務規則の諸規定に基づく）  
 なお、採用案については、必要に応じて修正等を行う場合がある。

## 6 成果品

事業完了後、速やかに以下の報告書を提出すること。

事業実施報告書

①印刷物（A4縦、左綴じ、カラー印刷） 6部

②電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 6部

## 7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権はいばらき・とちぎ・ぐんま～北関東三県観光物産フェア開催実行委員会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

## 8 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和元年5月22日（水）午後5時まで、上記3の(4)の提出先へのFAXにて受け付ける。

なお、FAXにより提出した際は、電話で送付確認を行うこと。



(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和元年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア  
開催実行委員会長 松崎 達人 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名印

印

「いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務」を  
受託したいので、下記のとおり書類を添えて応募します。

記

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1 企画提案提出書    | 1部               |
| 2 資格要件に係る申立書 | 1部               |
| 3 企画書        | 7部 (社名無6部、社名入1部) |
| 4 見積書        | 6部               |
| 5 会社概要       | 6部               |

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担当部署	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

## 資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和元年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア  
開催実行委員会会長 松崎 達人 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名印 印

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会が実施する「いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

### 記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格，栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく参加資格，又は群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18条）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに登載されている者であること。  
ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置，栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置，群馬県競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置のそれぞれを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県，栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者，栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）及び群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日群馬県条例第51号）の関連規定に該当しない者であること。  
警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして，国土交通省公共事業等からの排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。